低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金

◎ 新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援 を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金を支給する。

(1)支給対象者

- ① 児童扶養手当受給者等(低所得のひとり親世帯)
- ② **①以外の令和3年度分の住民税均等割が非課税の子育て世帯** (その他低所得の子育て世帯)
 - ※②の対象となる児童の範囲は①と同じ

(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童(障害児の場合は20歳未満))

(3) 実施主体

低所得のひとり親世帯:都道府県、市(特別区を含む)

及び福祉事務所設置町村

その他低所得の子育て世帯:市町村(特別区を含む)

(4)費用

(2)給付額

全額国庫負担(10/10)

児童一人当たり一律5万円

※ 実施に係る事務費についても全額国庫負担

(5)予算額

- 2,175億円(事業費1,895億円、事務費280億円)
 - ※令和3年度(令和2年度からの繰越分)新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金

(6)スケジュール

- ① 低所得のひとり親世帯:令和3年4月分の児童扶養手当受給者について、可能な限り5月までに支給(申請不要)
 - ※ 直近で収入が減少した世帯等についても、可能な限り速やかに支給(要申請)
- ② その他低所得の子育て世帯:令和3年4月分の<mark>児童手当又は特別児童扶養手当の受給者で、令和3年度分の住民税均等割が非課税である者について、課税情報が判明したのち、可能な限り速やかに支給(申請不要)</mark>
 - ※上記以外の者のうち、対象児童を養育する者で、令和3年度分の住民税均等割が非課税である者(例:高校生のみ養育世帯)や直近で収入が減収した世帯等についても、可能な限り速やかに支給(要申請)